平成２５年度

中心市街地活性化関連
支援措置の概要

経済産業省
商務流通保安グループ
中心市街地活性化室

中小企業庁
経営支援部
商業課

（中心市街地活性化室）
（商業課）

中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金

【２５年度予算額】
１，０００百万円

1．事業の概要

中心市街地活性化法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた市町村の基本計画のうち、まちの魅力を高めるための事業化調査、先導的・実証的な取組及び専門人材の派遣に対して支援する。

2．事業スキーム（補助率）

国（1／2、2／3） → まちづくり会社、商店街振興組合　等

3．事業内容

（1）中心市街地魅力発掘事業

地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査・分析事業。（基本計画の認定は必要ありません。）

（2）専門人材活用支援事業

商業や中心市街地活性化に関する専門的な知見を有する人材の招聘等を行う事業。（基本計画の認定は必要ありません。）

（3）中心市街地魅力創造事業

①商機能維持・強化施設等整備事業　（ハード事業）

中心市街地魅力発掘事業の結果を踏まえ、認定基本計画に基づき実施される施設等の整備事業であって、中心市街地全域に効果が波及する先導的かつ実証的な事業。

〇生活者の利便性の向上に資するとともに、中心市街地に欠けている機能を補完する施設等

（例）子育て支援施設等を併設した複合商業施設

〇地域産業資源を活用した産品の加工・販売・発信施設等

（例）地域産品の販売所、地域の製造業者と連携して商品開発が行えるインキュベーション施設

〇まちづくりのコンセプトを具現化するデザインコードに基づいて整備される中核施設等

（例）町家等の歴史的建造物を活用した商空間整備

②商機能維持・強化支援事業　（ソフト事業）

中心市街地魅力発掘事業の結果を踏まえ、認定基本計画に基づき実施される事業（施設等の整備事業を除く）であって、中心市街地全域に効果が波及する先導的かつ実証的な事業。

〇持続的なにぎわい創出につながるイベント事業

（例）市民が企画・参加し、個々の商品を地域の魅力やまちのイメージにつなげるイベント事業

〇まちづくりに関わる事業者が連携して行う面的波及効果が見込まれる事業

（例）地域公共交通機関とまちづくり会社が連携した IC カードを活用した電子マネーサービス事業

統一的な景観を有する
商空間モデル構築等

IC カードを活用した
電子マネーサービスのモデル事業

中心市街地商業等活性化支援業務等委託費

【２５年度予算額】	【２４年度予算額】
１９０百万円	（２４４百万円）

１．事業概要

中心市街地活性化に係る取り組みを継続的なものとするため、また、政策資源の効果を最大限に引き出すため、まちづくりに関する豊富な知識やノウハウを有し、多角的なエリアマネジメント能力を備えたタウンマネージャーを育成する事業や、各地域の中活計画の策定・推進に資する事業を行う。

２．支援内容

■人材育成事業

地域のまちづくりを担うタウンマネージャーを育成することを目的に、研修や学習教材の提供等を行う。

【主な事業内容】

①各種研修の実施（体験型研修、視察型研修）
②まちづくりに関する学習教材の提供（ポータルサイトを活用）
③オープン会議（まちづくりの初心者を対象としたセミナー）の開催

①各種研修の実施

②まちづくりに関する学習教材の提供

③オープン会議の開催

■効果分析・検証事業

中心市街地活性化に係る支援措置、政策措置の政策効果を測る手法の開発等を行う。

■調査・研究事業

新たなまちづくり事業に関する調査・研究を行う。

中小企業総合経営支援事業

中小企業基盤整備機構
交付金

【２５年度予算額】	【２４年度予算額】
中小企業経営支援事業 ３，０８８百万円の内数	中小企業経営支援事業 ２，６８４百万円の内数

（1）中心市街地商業活性化診断･サポート事業

中心市街地における商業の活性化及び協議会等の活動に関する取組を、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、以下の支援を行います。

◇中心市街地活性化へ向けた各種取組（中心市街地活性化協議会の設立、商業施設等の整備・運営のハード事業、商業活性化に資するソフト事業等）に対し、勉強会等の支援を行います。

◇中心市街地における商業活性化に係る各種計画・事業について、専門家によるプロジェクトチームを編成し、個別事業の実効性を高めるための助言･診断・課題整理等や、個別事業実施後のフォローアップ等の支援を行います。

［対　象　者］中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を設立しようとする者（商工会・商工会議所・まちづくり会社等）
［利用者負担］原則なし

■診断･サポート事業
中心市街地の商業活性化に資する事業の実効性を高めるために、以下の支援を実施します。

◇個別事業の実施のための基礎的支援
※個別事業の実施のための勉強会等の支援を行います。（原則、個別事業の実施にかかるものとします。）

◇複数の専門家によるプロジェクトチームを編成し、調査･分析等に基づく、助言･診断･課題整理･情報提供等を行います。（プロジェクト型の継続支援。）
･ハード事業及びソフト事業の事業計画ブラッシュアップ
･事業構想の事業化支援
･事業実施後のフォローアップ支援
※申し込み後、審査会を実施し採否を決定します。

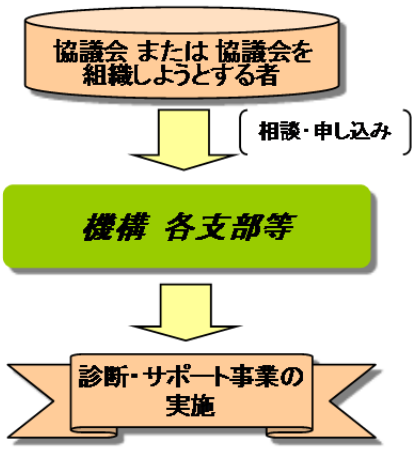

※公募により事業を実施します。

（2）中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化の推進にあたり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会（以下「協議会」）の設立・運営等に対して、電話等による相談等対応、情報提供、また、既に活動している協議会における課題の検討、さらには協議会のネットワーク化を推進するため、中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心として、以下のような支援を実施します。

★電話等による相談

協議会の設置や運営などに関する様々な相談を、電話･メール等により行います。

★各種情報提供

公式HPから各種の情報提供を行います。

- ･協議会の設置状況や基本計画の認定状況
- ･全国各地のまちづくり取り組み事例
- ･国等の支援策
- ･メールマガジンの発行

★協議会のネットワーク構築支援

- ･ブロック交流会の開催
- ･全国交流会の開催
- ･タウンマネージャー交流支援

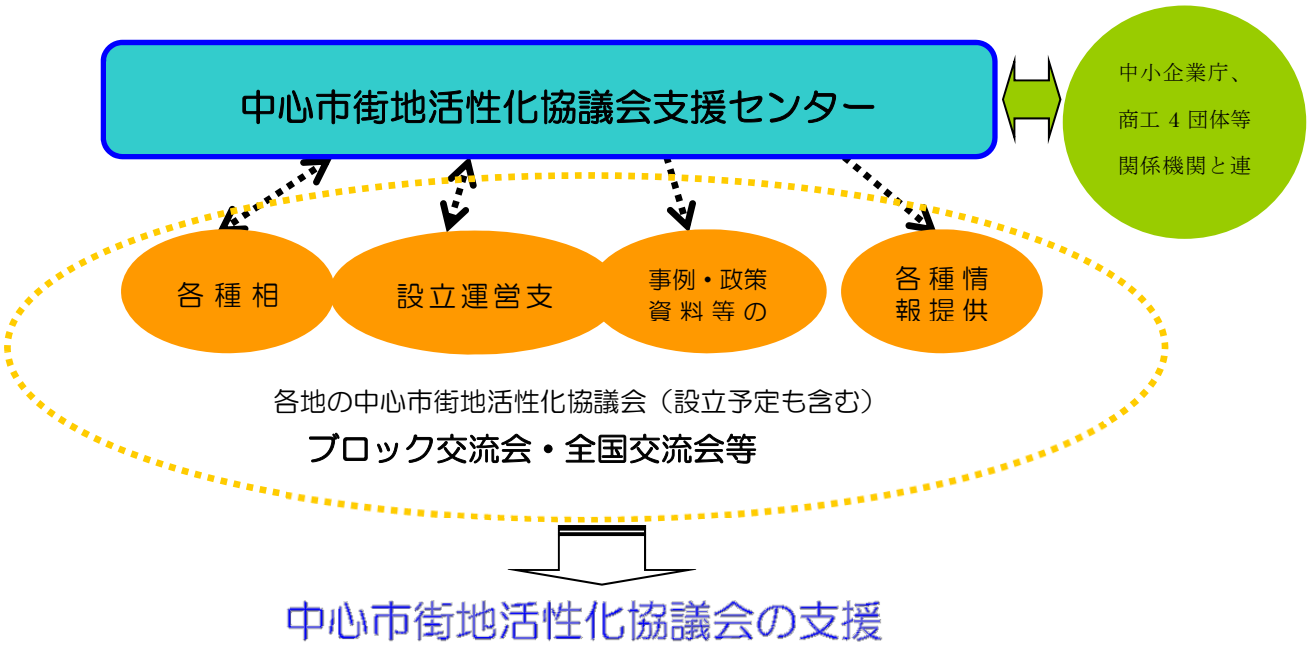

中小企業基盤整備機構
交付金

（3）中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地における商業活性化を支援するため、商業活性化に関する専門的な知識を有する、中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣します。

中心市街地商業活性化アドバイザー（協議会）	中心市街地商業活性化アドバイザー（商店街）
タウンマネジメントの観点から、中心市街地活性化協議会の組織体制の整備、商業機能の整備、ソフト事業の実施等に係るアドバイスを行います。	中心市街地活性化の観点から、商店街の課題解決、イベント事業などについて商店街等の活性化を図るためにアドバイスを行います。
［対象者］ 中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を設立しようとする者（商工会・商工会議所・まちづくり会社等）	［対象者］ 中活法に基づき基本計画の認定を受けた地域の商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合等

【スキーム】

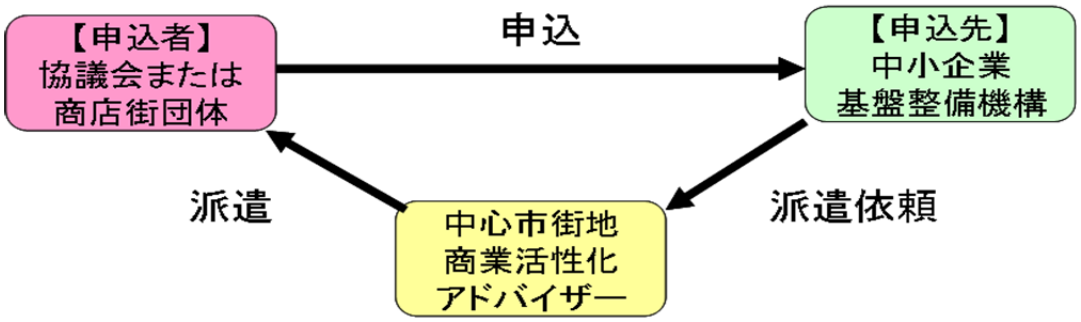

アドバイザーには、中小企業診断士、建築士等に加え、各地でまちづくりの中心となって活躍した人物等、多様な専門家が登録されており、中心市街地活性化全般、あるいは、商店街が抱える様々な課題に対応したアドバイスを行います。

（商業課）

税制支援措置

1．土地等を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

個人又は法人が中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を特別控除する。

（中心市街地活性化室）
（商業課）

財政投融資

1．低利融資制度（企業活力強化資金）

「不動産の所有と利用の分離」の手法を用い、不動産利用権を集約化して商業施設を整備する事業を行うまちづくり会社等、または中心市街地・商店街で事業を行う中小小売商業者等の設備資金及び運転資金に対する低利融資を行う。

【融 資 先】（1）卸・小売・飲食店及びサービス業者
（2）中心市街地活性化法の特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき事業を行う特定会社等
※（2）の対象となる者は、一定の条件を満たす方は劣後ローン制度の利用も可能

【資金使途】
融資先（1）：経営近代化、流通合理化及び共同化等の設備の取得、セルフサービス店の取得、空き店舗への出店、販売促進、人材確保、新分野への進出　等
融資先（2）：計画の実施のために必要な設備資金及び運転資金

【貸付利率】中心市街地関連地域（中活法による中心市街地等）で事業を行う場合
融資先（1）：特別利率②（中小企業事業本部）
特別利率③（国民生活事業本部）
融資先（2）：特別利率②

【限 度 額】日本政策金融公庫
中小企業事業本部　　7．2億円（長期運転資金は2．5億円）
国民生活事業本部　7，200万円（運転資金は4，800万円）

中心市街地活性化に関するお問い合わせ先一覧

経済産業局等	窓口	連絡先（電話番号）	URL
経済産業省本省	商務流通グループ　中心市街地活性化室	03-3501-3754（直通）	http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/town_planning/index.html
中小企業庁	経営支援部　商業課	03-3501-1929（直通）	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html
北海道経済産業局	産業部　流通産業課　商業振興室	011-738-3236（直通）	http://www.hkd.meti.go.jp/information/shogyo/kasseikahou.htm
東北経済産業局	産業部　商業・流通サービス産業課	022-221-4914（直通）	http://www.tohoku.meti.go.jp/shogyo/index-syotengai.htm
関東経済産業局	産業部　流通・サービス産業課　商業振興室	048-600-0317（直通）	http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/shougyou/index.html
中部経済産業局	産業部　流通・サービス産業課　商業振興室	052-951-0597（直通）	http://www.chubu.meti.go.jp/syosin/tyuukatu/tyuukatu.htm
近畿経済産業局	産業部　流通・サービス産業課	06-6966-6025（直通）	http://www.kansai.meti.go.jp/sangyou.html
中国経済産業局	産業部　流通・サービス産業課	082-224-5653（直通）	http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/a3.htm
四国経済産業局	産業部　商業・流通・サービス産業課	087-811-8524（直通）	http://www.shikoku.meti.go.jp/1_sesaku/index.html#3
九州経済産業局	産業部　流通・サービス産業課　商業振興室	092-482-5456（直通）	http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/frame.htm
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部　商務通商課	098-866-1731（直通）	http://ogb.go.jp/keisan/keisan_keisan_syoumu.html

まちづくりに関するあらゆる情報が詳しく御覧いただけます。
まちづくり総合情報サイト
http://www.machigenki.jp/